

練馬 ひがし

2025 秋 vol.187

練馬東法人会WEBサイトURL
<https://www.tohoren.or.jp/nerima-e/>

contents

組織委員長からのお願い
会員増強推進活動
練馬東税務署からのお知らせ
練馬区役所、東京都練馬都税事務所からのお知らせ
本部だより／支部だより／部会だより
「税を考える週間」区民の集い

会員紹介…どうぞよろしくお願いします。

伝統と次なる進化へ

貼箱 印刷紙器 紙加工品

泰清紙器製作所

tel : 048-487-8276

mail : info@taiseishiki.co.jp

web : <https://taiseishiki.co.jp/>

事業所：〒335-0033 埼玉県戸田市笹目北町 14-6

本 社：〒179-0083 東京都練馬区平和台 2-41-5



社内生産で色々な素材に印刷をしています
お客様と一緒に考え、提案いたします
お気軽にお問合せください！

株式会社エコー（印刷業）

練馬区谷原3-23-9

TEL.03-3904-3721

ホームページ



株式会社藤本工業は、より快適な住まいと
ECO環境のために、優れたECO商品での施
工をご提案いたします。

株式会社 藤本工業（建築）

練馬区田柄4-9-18

TEL.03-3577-3551

URL : <https://k-fujimoto.co.jp/>



桜台で創業以来65年の中国料理店です。
大小ご宴会を承ります。

株式会社コジマファクトリー （茶平）

練馬区桜台1-1-5

TEL.03-3993-7337



このスペースに貴社の**広告**を掲載しませんか？
練馬東法人会の会員なら掲載料**無料**！
（応募多数の場合は、新入会員を優先させていただきます、掲載が次号以降となる場合があります。）

詳しくはこちらにお問い合わせください
（練馬東法人会事務局）



ぜひご利用いただき
貴社、貴店の売上拡大に
お役立てください。
クーポンの掲載とかもありかも！

練馬東法人会広報委員長 竹中俊雄

会員増強強化月間は10月から12月です

組織基盤の強化を!

本年6月の第14回社員総会におきまして、組織委員長を拝命しました副会長の角でございます。就任後初となります会員増強月間にあたり、その重責に身が引き締まる思いであります。

さて、今年の会員増強でございますが、昨年に続き会の重視施策である「組織基盤の強化」に向け会員数の維持を目標に取り組むべく112ポイントの目標を掲げさせていただきました。

お近くに新たに設立された法人の方がおられましたら、是非ともお声がけいただき、一人でも多くの仲間が得られますようご協力をお願いいたします。

“役に立つ、楽しい法人会”そして地域社会に貢献する団体として研修会や親睦会、各種イベントなどを通じて会員のメリットを感じていただくことで、入会のみならず退会防止に繋げていきたいと考えております。

組織の運営基盤強化の要と言える会員増強にあたり、菊池会長をはじめ役員並びに会員皆様と一丸となって、強化月間に臨んで参りたいと思いますので、お力添えの程どうぞよろしくお願い申し上げます。



組織委員長
角 徳浩

令和7年 会員増強指針・目標

方 針

組織の充実・強化は、法人会の維持、活性化の根幹をなすもので、“役に立つ・楽しい法人会”の活動実態を周知・認知するに努め、会員と役員相互に連携・協調し、会の融和・団結の向上を図り、まずは退会防止、併せて年間を通じ会員増強活動にも努力を傾注し、『会目的達成に必要な健全な組織』に向けて、『112ポイント』を目標とする。

増強活動にあたり「縁故増強」を戦術に、東京都から認可を受けた「公益社団法人」に相応しい団体としての活動を通じ、役員・会員が一丸となって取り組み目標達成を図る。



増強運動用チラシ

目 標

◆増強目標：112ポイント

増強戦術

「縁故増強」＋「公益」《地域社会に貢献する団体》

“何らかのつながり・かわりあい”から会員に加わっていただき、地域社会に貢献する団体の一員として、ともに手を携え力強く歩んでいこうではありませんか!

会員増強月間によせて

公益社団法人練馬東法人会の会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、菊池会長をはじめ法人会会員の皆様には、平素より東京税理士会練馬東支部ならびに支部会員が大変お世話になっておりますことを心より御礼申し上げます。

さて、練馬東法人会では、組織基盤の強化に向け10月から12月までを会員増強月間と定めて会員数の増強を図る取り組みを行うと伺いました。この取り組みを通してより多くの企業が法人会の恩恵にあずかれるようになり、税理士会の活動もその一助になれば、と願うところでございます。

中小企業を取り巻く環境は昨年から続く円安・物価高に加えて諸外国の紛争の激化・トランプ関税の影響など暫く不安定な状況が続きそうです。

また税制改正に関して所得税の基礎控除などの改正が行われると共にキャッシュレス納付やe-Taxの普及が進んでいる中で相続税の電子申告についても利便性向上等からその利活用について納税者に対して税理士が助言していくことが求められていると考えます。

税理士会として貴会会員の皆様の要望に応えられるよう一層努力して参ります。

結びに当たり、公益社団法人として税を含めた社会貢献活動を行っています練馬東法人会に敬意を表しますとともに、この会員増強に係る取り組みにより更に組織基盤が強化され同法人会の活動が活発になられていくことを祈念いたします。



東京税理士会
練馬東支部 支部長
なみき こうじ
並木 宏壽

令和7年増強月間支部別増強目標

支部	地区名	目標
1	小竹旭丘	4
	栄町羽沢	4
	桜台	5
	練馬	5
	計	18
2	豊玉第1	4
	豊玉第2	5
	豊玉第3	4
	豊玉第4	4
	中村東	5
	中村橋	5
	計	27

支部	地区名	目標
3	氷川台	4
	平和台	4
	早宮	4
	春日町	4
	計	16
4	錦北町東	4
	北町西	4
	田柄南	4
	田柄北	4
	計	16

支部	地区名	目標
5	旭町光が丘	5
	土支田	4
	高松	4
	計	13
6	南田中	4
	富士見台	5
	高野台	4
	谷原三原台	4
	貫井	5
	計	22
増強目標P		112

*東京都内の加入率 21.6%を基準に、地区加入率が 21.6%以上の場合は 4 ポイント、21.6%未満の場合は 5 ポイントを地区目標とした。

練馬東税務署人事異動

着任の挨拶

練馬東税務署長
山田 敏也

公益社団法人練馬東法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、大阪国税不服審判所部長審判官から転任して参りました山田でございます。前任の今成同様、どうぞよろしくお願いいたします。

菊池会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、創立以来の長きにわたり、法人税勉強会や源泉教室など各種研修会を通じて正しい税知識の普及と適正な申告納税制度の発展に寄与されるとともに、練馬まつりや税を考える週間区民の集い、南町小まつりでの税金ミニクイズ、税に関する絵はがきコンクールなどの各種行事を通じて、地域に密着した税に関する活動に取り組んでおられると伺っており、深く敬意を表す次第でございます。

さて、グローバル化やデジタル化が急速に進展するなど、経済社会全体が大きな構造転換期を迎える中で、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しています。こうした経済社会の変化に的確に対応するため、国税当局としては、日々進化を続けるデ

ジタル技術の積極的な活用を図る「税務行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)」を推進しています。

源泉所得税についても、給与所得・退職所得等及び報酬・料金等の所得税徴収高計算書について、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて作成・送信・キャッシュレス納付(ダイレクト納付・インターネットバンキング)の一連の流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を令和7年3月から運用しております。デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、e-Taxの操作性を気軽に体験できます。是非お試しの上、キャッシュレス納付の利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、役員並びに会員の皆様方には、キャッシュレス納付に限らず、ALL e-Taxの利用や電子取引データの保存、その他会計・税務手続きのデジタル化を含めた様々な側面から社会全体のデジタル化を促進していただきますよう、お願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人練馬東法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

新旧幹部職員名簿

異動前(旧)		職名	異動後(新)	
氏名	転出先等		氏名	前任署
今成 剛	新宿・法人指導官・指導官	署 長	山田 敏也	大阪審判所・部長審判官
芦沢 和美	留任	副署長(個・産)	芦沢 和美	留任
門間 正一郎	徴収部・立川派遣・特機徴収官	副署長(総・管・徴・法)	上 條 俊一	浦和・総務・課長
齊藤 正幸	神田・酒類指導官・上席	特別国税調査官(法人)	宮崎 一幸	松戸・法人特官・特官
佐藤 豊	留任	特別国税調査官(法人)	佐藤 豊	留任
中村 雄二	留任	総 務 課 長	中村 雄二	留任
中村 敬一郎	留任	法人課税第1統括官	中村 敬一郎	留任
室橋 美絵	立川・源泉担当・審專官	法人課税第2統括官	北村 康弘	浅草・法人6・統括官
下山 浩	鰺沢・法人・統括官	法人課税第3統括官	関 浩	八王子・法人2・統括官
小野塚 麻子	京橋・法人4・統括官	法人課税第4統括官	森井 嘉規	調査二部・調査12・主査
一瀬 勝	留任	法人課税第5統括官	一瀬 勝	留任
佐藤 京二	豊島・法人5・統括官	法人課税第6統括官	川原 正之	国税庁・厚生管理官・共済係長
石井 文彦	東村山・法人6・統括官	連絡調整官(法人)	植田 俊介	財務省・会計課・課長補佐
櫻井 宏太	練馬西・法人1・上席	上席調査官(法人)	馬場 美由紀	留任
馬場 美由紀	留任	調査官(法人)	野地 裕史	杉並・管理運営・徴収官
小野寺 由香	業務センター(大手町)申告処理17管理官	上席調査官(源泉)	山崎 健	芝・法人3・上席

署長と法人部門幹部のプロフィール

署長 山田 敏也 やまだ としや  前任署・職名 大阪審判所・部長 審判官 趣味・特技 旅行(温泉・城巡り) 練馬東署は初めての勤務となります。引き続き、練馬東法人会との良好な協力関係を推進して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。	法担副署長 上條 俊一 かみじょう しゅんいち  前任署・職名 浦和・総務・課長 趣味・特技 音楽鑑賞、ペット飼育 関信局から出向となり、初めての東京勤務となります。練馬東法人会の皆様と共に歩み、信頼される税務行政に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	特別国税調査官 宮崎 一幸 みやざき かずゆき  前任署・職名 松戸・法人特官・特官 趣味・特技 スポーツ観戦・旅行 練馬東署は31年ぶりの勤務になります。1年間どうぞよろしくお願いいたします。	特別国税調査官 佐藤 豊 さとう ゆたか  前任署・職名 留任 趣味・特技 ドライブ・ツーリング 練馬東署2年目となりました。本年度もよろしくお願いいたします。
第1部門統括官 中村 敬一郎 なかむら けいいちろう  前任署・職名 留任 趣味・特技 野球観戦・ジョギング 練馬東署2年目となります。引き続き、皆さまのお役に立てるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	第2部門統括官 北村 康弘 きたむら やすひろ  前任署・職名 浅草・法人6・統括官 趣味・特技 自転車・音楽鑑賞 練馬東署1年目となります。1年間よろしくお願いいたします。	第3部門統括官 関 浩 せき ひろし  前任署・職名 八王子・法人2・統括官 趣味・特技 特にございません。 1年間よろしくお願いいたします。	
第4部門統括官 森井 嘉規 もりい よしき  前任署・職名 調査二部・調査12・主査 趣味・特技 子育て よろしくお願いいたします。	第5部門統括官 一瀬 勝 いちのせ まさる  前任署・職名 留任 趣味・特技 散歩 練馬東署2年目となります。1年間よろしくお願いいたします。	第6部門統括官 川原 正之 かわはら まさゆき  前任署・職名 国税庁・厚生管理官・共済係長 趣味・特技 釣り・キャンプ 1年間どうぞよろしくお願いいたします。	
連絡調整官 植田 俊介 わさだ しゅんすけ  前任署・職名 財務省・会計課・課長補佐 趣味・特技 旅行・山登り 練馬東署1年目で連絡調整官も1年目になります。1年間よろしくお願いいたします。	上席調査官(法人) 馬場 美由紀 ばば みゆき  前任署・職名 留任 趣味・特技 スノーボード 練馬東署は3年目です。担当するやさしい法人税等勉強会を通じて、会員の皆様に役立つ情報を提供していきたいと思ひます。	調査官(法人) 野地 裕史 のじ ひろし  前任署・職名 杉並・管理運営・徴収官 趣味・特技 漫画・アニメ、料理 練馬東署1年目になります。1年間よろしくお願いいたします。	
上席調査官(源泉) 山崎 健 やまさき たけし  前任署・職名 芝・法人3・上席 趣味・特技 日帰り温泉 1年間よろしくお願いいたします。	 		

(続き) 令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設及び扶養親族等の所得要件の改正が行われました。概要は次のとおりです。詳しくは、特設サイトをご覧ください。また、各種様式やQ & Aも掲載しております。

《1. 基礎控除の見直し》

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

《2. 給与所得控除の見直し》

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

《3. 特定親族特別控除の創設》

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^{（注）}の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注） 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^{（注）})	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

（注） 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

- 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

《4. 扶養親族等の所得要件の改正》

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^{（注1）}が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^{（注1）} (収入が給与だけの場合の収入金額 ^{（注2）})	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

（注） 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



給与支払報告書の提出について

事業主は、従業員が1月1日現在（退職した方は、退職日現在）居住する区市町村長宛てに、「給与支払報告書」を同月31日までに提出することが義務づけられています。

●給与支払報告書の電子申告について

給与支払報告書の提出は、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）によるインターネットを利用した電子申告が便利です。電子申告は、郵送料が不要になるほか、希望する事業者は、特別徴収税額通知を電子データで受け取ることができます。このほかにもさまざまなメリットがありますので、ぜひ、eLTAXをご利用ください。

利用方法など詳しくは『eLTAXホームページ』をご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

※前々年に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票が100枚以上であった事業所は、eLTAXまたは光ディスク等により給与支払報告書を提出することが義務化されています。

●給与支払報告書の配布について

紙での提出をご希望の場合は、11月4日(火)から下記の場所で給与支払報告書を配布いたしますので、必要に応じてお受け取りください。ただし、数には限りがございますので、ご了承ください。

また、区ホームページからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。

『給与支払報告書の提出について』

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/zei/jigyonusi/kyuhou.html>

【給与支払報告書の配布場所】

名 称	住 所	最 寄 駅
練馬区役所 本庁舎4階 税務課	豊玉北6丁目12番1号	西武池袋線・西武有楽町線練馬駅西口 徒歩5分 都営地下鉄大江戸線練馬駅 徒歩7分
早宮区民事務所	早宮1丁目44番19号	地下鉄有楽町線 平和台駅2番出口 徒歩8分 氷川台駅1番出口 徒歩10分
光が丘区民事務所	光が丘2丁目9番6号 光が丘区民センター2階	都営地下鉄大江戸線 光が丘駅 区民センター連絡口から直結
石神井区民事務所	石神井町3丁目30番26号 石神井庁舎1階	西武池袋線 石神井公園駅西口 徒歩5分
大泉区民事務所	東大泉1丁目28番1号 リズム大泉学園4階	西武池袋線 大泉学園駅北口 徒歩3分 ペDESTリアンデッキ直結
関区民事務所	関町北1丁目7番2号 関区民センター1階	西武新宿線 武蔵関駅南口 徒歩5分

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後7時まで（祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く）

※練馬区役所本庁舎4階 税務課は、午前8時30分から午後5時まで

【問合せ先】練馬区 区民部 税務課 電話：03-5984-4537（直通）

～都税についてのお知らせ～



中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは東京都主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

練馬東税務署との意見交換会を開催

8月28日、ホテルカデンツァ東京にて理事会・拡大組織委員会後に練馬東税務署との意見交換会を開催した。当日は7月に着任された山田署長はじめ署幹部、顧問、相談役、理事など44名が出席し、1時間半に渡り意見交換を行い和やかな雰囲気終了した。



部会だより

青年部会

豊二小地域 子ども夏まつり(税金クイズ)

参加者7名

7月12日、南町小祭りに続き、46回目を迎える豊玉第二小学校の「豊玉二小地域 子ども夏まつり」で、青年部会は「税金クイズブース」を出展。

参加者にはお菓子詰め合わせや消しゴムを配布し、準備した250個のグッズが瞬く間に在庫切れとなるほど、イベントは大盛況。子供だけではなく、大人も真剣に挑戦する姿が見受けられ、税への理解を深める貴重な機会となった。

税のオピニオンリーダーとしての活動の場を広げていく決意が新たにされた。

(青年部会員 大貫和彦)



青年部会

事業活動報告会

7月11日(金)
練馬産業会館 1階
参加者25名

今年度も、親会より塩谷副会長、そして小林顧問、石山顧問、篠顧問をはじめ多数の部会員にご参加頂き事業活動報告会が開催されました。

第1部「事業報告及び活動計画案」では、担当幹事より事業報告と来年度の活動予定の発表がありました。また、第2部は青年部会副部長であり技術技能講習センター株式会社代表取締役でもあります佐治さんに「初めてのAI活用経営セミナー」というテーマで講演をして頂きました。私自身AIを使ったことがなかったので、大変わかりやすく、とても勉強になり、講習会後から早速活用させて頂いております。そして第3部の懇親会は青年部会らしく楽しい一時でした。

今回は参加された部会員の人数も少なく寂しい感じもしましたが、歴代青年部会長が揃った事にびっくりしました。更には今年度より幹事に3名の女性も加わり、今までにない練馬東法人会青年部会になるのではないのでしょうか。来年度も皆様のご参加お待ちしております。

(青年部会幹事 鈴木章寛)



小宮裕己部会長



事業活動報告会



経営セミナー 講師 佐治良之輔副部長



交流会



集合写真

部会だより

源泉部会

第1回源泉教室

9月12日(金)
ココネリ研修室2
参加者28名

講師 練馬東税務署 法人課税第2部門 山崎上席調査官

演題 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)



講師：山崎上席調査官



会場風景



佐藤源泉部会長

源泉部会

バス旅行 古都・鎌倉 明月院のあじさいと 相模灘蔵元久保田酒造見学

6月20日(金) 参加者26名

久保田酒造は、1844年創業から日本酒相模灘の製造を行っていて自然豊かな所にあり、説明を聞きながら見学をしました。

その後、鶴岡八幡宮周辺の道路が混んでいたためバスの中で参拝し、鉢の木で昼食。明月院で水色のあじさいの見頃を迎え鮮やかに咲いていました。



横浜南部市場でおみやげの買い物を楽しんで、バスの中ではビンゴ大会で盛り上がり充実した1日となりました。(源泉部会員 大淵洋子)



支部だより

第1支部 教養研修会

7月25日(金)
茶平 参加者37名

講師 富岡 豊彦氏

災害活動研究所 代表、前練馬消防署長

演題 国難に立ち向かう

～福島第一原子力発電所事故～



講師：富岡豊彦氏



従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



企C-2025-0007(2025年7月29日)P6965



四方 茂 税理士

タワーマンションの評価について

タワーマンション（以下、タワマン）と呼ばれる高層マンションを利用した相続税の評価額についての取扱いが、令和6年税制改正で変更されていますので、今回はこれについて若干触れてみたいと思います。

1 経緯

市場価格に対して相続税評価額が著しく低いとの指摘がされていたタワマンについては相続税の負担を軽減できる節税策として話題として取り上げられてきました。

一方で、その評価方法が課税の公平性を損ねているとの指摘があり徐々に厳格化されてきました。

令和6年度税制改正で評価方法の見直しが行われ、「補正率」という考え方が導入され、従来のルールでは過小評価となっていた区分所有マンションに対してより実態に合った相続税評価が導入されることになりました。

2 現行

相続税の評価は財産評価基本通達に基づき算定されますが、実態とかけ離れた評価が出された財産については「通達によらず、その財産に応じた評価をしてもよい」と特別に認めるルール（総則6項）があり、それに基づき実態に即した価格で課税するようになってきています。裁判でも争われていますが通達によらない評価が認められることが支持され現在に至っています。

3 補正率の内容

令和6年度の税制改正で同年1月1日以降の相続・贈与にかかる評価方法について新しい規定が

導入されています。それによると、マンション等の区分所有建物の敷地利用権に対して「補正率」^⑤を乗じることで評価額と実勢価格の乖離を是正する制度が導入されています。

なお、補正率は以下の要素をもとに物件ごとに設定されます。

- ・築年数（建物の築年数が浅いほど補正率が高い）
- ・総階数（建物の階数が多いほど補正率が高い）
- ・建物の階数（居住階が高層階であるほど補正率が高い）
- ・敷地権割合（土地の持分が小さいほど補正率が高い）

⑤具体的な補正率の計算は、タックスアンサーNO4667「居住用の区分所有財産の評価」参照

4 課題等

相続税評価における補正率の導入により、不動産による節税対策は一定程度封じられています。したがって、今後は、評価額の算定に当たって建物の属性や実勢価格との整合性にも注意が必要です。

また、補正率はあくまで画一的な数値であり、すべての物件に合致するものとは限りません。したがって、今後の実勢価格との大幅な乖離がある場合は「総則6項」に基づく評価の修正がなされる余地があると思われます。

税に関する疑問・質問・よろず相談

「税の相談室」

*日時：12月10日（水） ※申込締切：12月3日（水）
13:30～15:30

*会場：練馬東法人会事務局（練馬産業会館2階）

*要領：事務局にお電話ください。

法人名、相談者名、電話番号、
相談税目をお伝えください。
事務局より時間を通知します。
初回おひとり30分を基準とします。



税金は対応によって思わぬ負担
を生じる場合も…どうぞお気軽
にご相談ください!

軽易な事項は 「電話相談」も!

*日時：平日の10:00～15:00

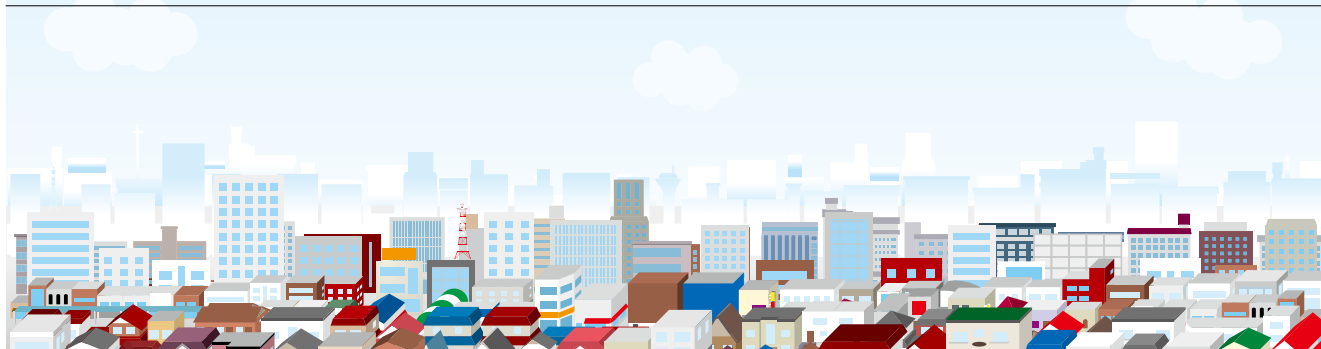
*要領は、「税の相談室」に同じ

事務局 ☎03-3994-7272

支部別新入会員の紹介

(令和7年6月1日～令和7年8月31日受付分)

郊 地 区	法人名	住 所	代表者	業 種
1 桜台	(株) ユタカ美装	練馬区桜台 2-31-18	豊田潤一郎	内装工事
1 練馬	(弁) SK法律事務所	練馬オフィス 練馬区練馬 1-11-2 ミラエル練馬Ⅱ 301	小林頌太郎	弁護士
2 豊玉第4	(有) 印刷タコモ	練馬区豊玉南 2-21-9	茂木 一重	印刷業
4 田柄南	(株) オグニ設備工業	練馬区田柄 3-14-4	小國 照久	建設業
6 谷原三原台	(一社) アライブ	練馬区谷原 6-1-15	兼俊 亮	障がい者福祉



説明会のご案内

決算法人説明会

正しい決算と申告のためのチェックポイント、税法、決算手続きと申告調整などについて、東京税理士会練馬東支部の先生と税務署の審理官が説明を行います。

開催日	時 間	場 所
11月13日(木)	13:30～16:00	練馬東税務署 別館3階会議室
12月 4日(木)		
1月 8日(木)		

●いずれも聴講・テキスト代とも無料

●場 所… 練馬東税務署(練馬区栄町 23-7)
西武池袋線 江古田駅 北 口 徒歩5分
西武有楽町線 新桜台駅 2番出口 徒歩3分

※会場準備のために、必ず**事前予約**のご連絡をお願いいたします。

【連絡先】 練馬東税務署
☎ 03-6371-2332(内線 413)



(お車でのご来署はご遠慮ください。)

☑ 諸般の事情により中止となる場合がございます。

編集後記

天の海に雲の波立ち月の船
星の林に漕ぎ隠る見ゆ
(人麻呂)

史上最高の暑さに見舞われた夏でした。
科学の発達した現代においても自然現象には抗うことが難しく法人会会員の皆様におかれましても酷暑の影響があったかと存じます。

冒頭の和歌は飛鳥時代、今から1400年前の歌人が星空の美しさを詠じたものである。

この時代は社会変革が激しく政治的変革も多く現代と同じように混乱の極みにあった時代でもある。人心は乱れ

世は荒れ、当に今の時代と同じような時代であったとも謂える。ただその世の中でも古人は自然を愛でそこに生かされていることを幸福に思っていた。

今号発刊の頃10月6日は本年の中秋である。

10月4日、十三夜から始まる名月の時期は今年壮大な天体ショーが繰り広げられる時期でもある。6日未明には月と木星が並び、8日立待月は月が地球に最接近する日である。

夜には外に出て古人を想うのも一興かと。

(広報副委員長 小野和夫)

「税を考える週間」 区民の集い

11/11^火

(11/11 ~ 11/17)

時 間：17:00 ~ 18:30(予定)

場 所：練馬産業会館 1 階集会室 練馬区豊玉上 2-23-10

お問合せ：公益社団法人練馬東法人会
TEL.03-3994-7272

プログラム

●開会セレモニー

●講演会

演 題 「わが国の税のはなし
~直接税と間接税~」

講 師 練馬東税務署長 山田 敏也 氏

●税金クイズ・賞品授与

参加申し込み方法

- 法人会会員 同封のチラシでお申し込みください。
- 一般の方 FAXまたは電話にてお申し込みください。
(FAX の際は、氏名・住所・TEL をご記載ください。)

FAX 03-3948-9205

TEL 03-3994-7272

※参加費無料 ※先着 50 名

◎使用済み切手をご持参ください。



法人会の行事予定

令和 7 年

10月19日(日)

10:00~

南町小学校
小間No.3

練馬まつり

「税金に関する
ミニクイズ」



法人会の行事予定

令和 8 年

1月28日(水)

17:30~

ホテルカデンツァ東京

賀詞交歓会



詳細は次号に同封のチ
ラシをご覧ください。



『練馬ひがし』秋号

年四回発行 第一八七号
令和七年九月二十九日

発行人 菊池雄一

編集責任者

竹中俊雄

発行 公益社団法人練馬東法人会

練馬区豊玉上 2-23-10 (練馬産業会館 2 階)
電 話 〇三 (三九九四) 七二七二
FAX 〇三 (三九四八) 九二〇五